

納税資金が不足する場合 ～金庫株制度と物納制度の活用～

税理士・公認会計士

後 宏治



◆ Essence ◆

相続発生後、納税資金確保のために非上場株式を自社に売却する際、譲渡税率の軽減(20%)、みなし配当課税の停止、取得費加算適用により、税負担が非常に軽減された。

ただし、実務的には、相続開始後10ヶ月以内にそれらの意思決定と納税を終わらせることは非常に困難であり、納付期限までに納税資金の目処がつかなければ、延納か物納かの選択が必要になる。

このような不確定状況がある場合、安易に延納を選択するのではなく、物納申請をとりあえずしておき、物納の可能性を考慮した対策をする必要がある。

また、いつ誰が金庫株として発行法人に譲渡するかについて各種のスキームがあるが、各々の有利不利を念頭に置いた事前の準備が大切である。

1 相続税納税資金が不足する場合

中小優良企業のオーナーに相続が発生した場合、相続財産に占めるその企業の株式の価額が

大きくなり、株式を取得した事業承継者に大きな相続税の納税資金ニーズが発生することがよくある。

他方、相続した非上場株式は一般に市場がなく、換金性に乏しい。

そのため、従来、株式を承継した事業承継者は、自社や第三者から資金を借り入れて相続税の納付を行うか、延納を選択することが多く、爾後利息負担と税引後収入からの元金返済に苦勞し、承継後の前向きな経営意思が阻害されることが多かった。

しかし、先般の商法改正により「金庫株制度」が創設され、発行法人による自己株式の買取りが原則自由になり、自社株式の換金化への途が開かれた。

相続税の納税資金が不足する場合の今後の切り札として、金庫株制度の有効活用が見込まれている。

すなわち、事業を承継するための相続税負担は、その会社の資金をもって納税することが一般的な手法として広く認知されていくであろうと考えられる。

中小企業の事業承継を円滑化するために、税制も多くの支援策を用意しており、以下に述べるような特例を積極的に活用して、事業承継の三大対策のひとつ「納税資金対策」に取り組む

ことが必要である。

2 非上場株式譲渡益にかかる税率軽減

事業承継の実務から見て大きな意味を持つ重要な所得税法の特例措置が、平成16年税制改正で創設された。

すなわち、①非上場株式の譲渡益課税の税率軽減（所得税）と、②非上場の相続株式を自社に売却した場合の課税の特例（所得税）の二つである。

この改正は、中小企業は付加価値を生み出す経済活力の原動力であるとの認識の下、その事業が相続税の負担のために次世代に継承されなかったり、成長力を削がれることは、我が国経済にとって大きな損失であり、そのため、中小企業の事業承継の円滑化を図るべく、自社株に対する相続税の軽減措置を拡充するために創設された（注1）。

まず、①の非上場株式の譲渡益課税の税率軽減（所得税）の制度により、個人株主が非上場株式を譲渡する際の譲渡益課税の税率が、平成16年1月以降、従来の国税地方税合計26%から20%に軽減された（措法37の10①）。

非上場会社の後継者難の場合におけるM&AやMBOなどの株式譲渡による事業承継や、外部の投資家からの出資による自己資本の充実などが円滑に進むことが期待されているが、換金化のため第三者や自社に非上場株式を売却した場合の譲渡所得についても税率が20%に軽減されていることに注目したい。

3 金庫株のみなし配当課税停止と取得費加算

次に、②の非上場の相続株式を自社に売却した場合の課税の特例（所得税）により、従来、金庫株について、原則としてみなし配当課税がなされ配当所得として総合課税されていた課税関係が改正され、相続した株式を一定期間内に

自社に譲渡した場合に限り、みなし配当課税が廃止された。

すなわち、非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を金庫株として売却した場合、平成16年4月以降、最高43.6%の累進課税となるみなし配当課税はかからず、譲渡益全体について譲渡益課税（20%）が適用されるようになった（措法9の7）。

この改正は、相続税納税のために自社株式の売買を容易にすることにより、第三者への経営権の分散を防止し、事業承継の円滑化を目的としたもので、事業承継関連の税制改正の中で最も注目される改正事項である。

みなし配当課税を行わず、株式譲渡益課税を行うことによる効果は次のとおりである。

① 20%の申告分離課税

これまで配当として最高43.6%の負担とされていたものが、譲渡益につき20%の分離課税に軽減される。

② 相続税額の取得費加算特例の適用

相続税申告後3年以内に相続財産を譲渡した場合、相続税額の一部を譲渡益課税の取得費に加算し、負担を軽減する措置の適用が可能になり、譲渡所得額が大幅に圧縮される。

③ 配当に係る源泉徴収不要

みなし配当に係る源泉徴収により資金効率が低下していたが、譲渡益課税になり不要になる。

4 みなし配当課税停止特例の趣旨

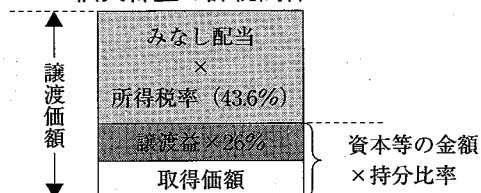
従来は、平成13年の金庫株解禁後、非上場株式を発行会社に譲渡した場合、譲渡対価のうち発行会社の資本等の金額を除く部分（利益積立金相当部分）について、譲渡前の株式保有比率に応じ、みなし配当課税（最高43.6%）がかかっていた。

すなわち、非上場株式の相続人が会社に相続株式を売却した場合、譲渡益の大半が配当とみ

なされ、最高43.6%の所得税率により課税されており、税負担が過重となっていた。

そのため、商法改正によりせっかく開けた自社株式の資金化の途が、現実には、租税法がネックになり、閉ざされてしまっていた。つまり、相続した株式の発行会社への譲渡による相続税納税資金の調達は非常に困難なものであった。

図表1 改正前の金庫株として売却した場合の個人株主の課税関係

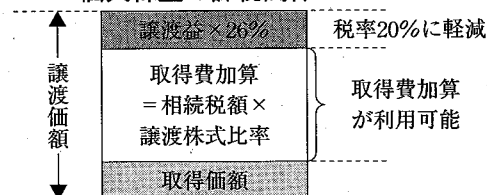


そこで、非上場株式を相続して相続税を納めようと努力している株主をみなし配当課税の対象から除外し、金庫株を活用した円滑な事業承継を支援する必要性が主張され、事業承継時において、非上場株式の相続人が相続後一定期間内に、相続した非上場株式を会社に譲渡した場合、みなし配当課税とせず、譲渡益課税とする改正措置が実現した。

特例の大きな目的は、譲渡益課税により税率を20%に軽減することだけでなく、相続人が取得費加算を利用できるようにすることにある。

このことは、既存の取得費加算制度の期間制限と同様に、相続税の申告期限後3年以内の金庫株譲渡に特例適用が限定されていることから明らかであろう。

図表2 改正後の金庫株として売却した場合の個人株主の課税関係



この改正により、多くの相続税の納税資金を確保する手法の中で、「相続発生後、相続人からの金庫株の取得」による方法が非常に有利な手法のひとつになったといえよう。

5 非上場株式の取得費加算制度の意義

取得費加算制度とは、正式には「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」をいい、相続した財産を、一定期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができるというものである（措法39）。

この特例を受けるための要件は

- ① 相続や遺贈により財産を取得した者であること。
- ② その財産に相続税が課税されていること。
- ③ その財産を、相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日までに譲渡していること。

また、非上場株式の譲渡の際に取得費に加算する相続税の額は、次の算式で計算された額と、この特例を適用しないで計算した譲渡所得の金額とのいずれか低い金額となる。

$$\text{相続税額} \times \frac{\text{分母のうち、譲渡資産に係る課税価格（相続税評価額）}}{\text{その者の相続税の課税価格}}$$

また、この特例を受けるためには、確定申告をすることが必要である。確定申告書には、相続税の申告書の写し、相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書、譲渡所得の内訳書（計算明細書）の添付が必要とされている。

6 改正前後の税負担の違い

具体的な設例で確認する。

【設例】

唯一の相続人である被相続人の子供が以下の非上場株式の全部を40万株相続し、相続税額が3億2,300万円となった。

- ・ 資本金2,000万円

- ・ 株式数40万株（発行価額50円/株）
- ・ 一株当たり相続税評価額2,000円
- ・ 相続税課税財産総額8億円
- ・ その他の財産債務はなし

相続後、子供は相続税の納税資金を調達するために、発行法人に自社株式20万株を一株当たりの譲渡時の時価2,500円で売却した。

帳簿価額は一株当たり50円であり、一株当たり資本等の金額も50円であった。

なお、所得税、住民税は最高税率で課税されると仮定し、譲渡費用、定率減税等は無視する。

(1) 改正前の所得税負担額

改正前は、交付金銭等の額（＝20万株×2,500円＝5億円）のうち、資本等の金額（＝20万株×50円＝1,000万円）を超える部分はみなし配当の金額とされ、配当控除後43.6%の所得税が課税されていた。

すなわち、（5億円－1,000万円）×43.6%＝2億1,364万円の所得税が発生していた。

したがって、手取資金は、5億円－2億1,364万円＝2億8,636万円となり、納税資金としては不足する。

(2) 改正後の所得税負担額

改正後は取得費加算が適用できるので、その計算が必要である。

本来の取得費2,500万円（一株当たり取得費50円×20万株＝1,000万円と2,500円×20万株×5%＝2,500万円の大きな方）に、次の算式で計算される相続税額の取得費加算額を加えた1億8,650万円が取得費となる。

$$3 \text{ 億}2,300 \text{ 万円} \times \frac{4 \text{ 億円}}{8 \text{ 億円}} = 1 \text{ 億}6,150 \text{ 万円}$$

このことから、譲渡所得税額は（5億円－1億8,650万円）×20%＝6,270万円となる。した

がって、手取金額は4億3,730万円となり、相続税の納税資金として十分な金額になる。

このように、改正前と改正後においては所得税の負担が1億5,094万円も異なり、改正後の納税が非常に楽になっていることがわかる。

7 実務上の留意点

さて、上記のように、相続税の納税資金対策として新しい手法が付加されたのであるが、実務上は多くの解決すべき問題がある。

(1) 譲渡価額

相続発生後、発行会社に金庫株として相続人が売却する場合に、税務上是認される時価は「相続税評価額」ではない。

すなわち、相続人は税務上トラブルを避けるため、所得税法上または法人税法上の時価により、発行法人に売却する必要がある。

この点、実務的には、非上場株式の譲渡価額として、所得税基本通達59-6または法人税基本通達9-1-14にしたがい時価を算出することになる。

所得税基本通達59-6に定める時価について具体的にみると、以下の諸点の修正を加えることを条件に「財産評価基本通達に定める方法に準じて算定した価額」を、取引相場のない株式の時価（客観的交換価値）として採用することを認めている。

- ① 株主区分の判定は、譲渡（贈与）前の保有株数により判定すること（その結果、その譲渡者における時価の算定方式はひとつとなる）。
- ② 中心的な同族株主に該当する場合は、小会社に該当するものとして計算すること（純資産価額方式により算定した価額と併用方式（L＝50%）により算定した価額のうちのいずれか低い価額）。
- ③ 純資産価額の算定に当たって、土地と上場

株式は時価に洗い替えること。

- ④ その洗替えに伴う評価差額について法人税額等相当額（42%）は控除しないこと。

法人税基本通達9-1-14もほぼ同様である。

原則として、所得税法上の時価と法人税法上の時価とは一致するが、株主区分の判定のタイミングをめぐって、所得税基本通達と法人税基本通達で異なる規定がされており、実務上非常に不明瞭な部分が存在する。

したがって、例外的に、所得税法上の時価と法人税法上の時価が相違するケースがあるが、安全のため、高い方の時価を採用することが多くなるであろう。

たとえ高い方の時価を採用しても、相続人が納税資金の調達のために発行人に自社株式を金庫株として売却する場合には、時価が高額なほど売却する株式数が少なくなるという関係があるので、より望ましいということになると思われる。

(2) スケジュール

次に確認しておきたいのが、相続税の申告期限および納付期限と金庫株取得の時間的なスケジュールである。

周知のように、相続税の申告と納付の期限は相続発生後の10ヶ月後である。

10ヶ月後の納付期限内に金庫株による納税資金を手当てするためには、次のように厳しいスケジュールを覚悟しなければならない。

- ① できるだけ早く相続税額の計算を終え、必要な納税資金を計算する。
- ② 納税資金を得るに必要な十分な売却株式数を決定する。
- ③ 定時株主総会において自己株式取得の決議を行う。
- ④ 資金の決済をし、納税資金を確保する。

非上場株式の相続の通常のケースでは、おそらく、10ヶ月の短期間に①～④のすべてを完了させるのは、非常に困難であろう。

なぜなら、相続は任意の時期に開始するのに対し、金庫株取得の決議は「定時」株主総会決議のみに限定されているので、③が特に大きな障害となり得るからである。

なぜ、「定時」か、その理由は、金庫株は配当可能利益を限度としてしか取得できないので、決算報告と利益処分を行う「定時」株主総会が必要とされるからである。

例えば、3月決算の会社の定時株主総会は通常6月末以前に開催される。

この定時株主総会に間に合わせて、①買い受けることができる株式の総数、買受価額の総額、②買受けの相手方、について決定しなければならない。

しかし、相続発生が1月以降である場合など、相続税額の計算や会社の決算にかかる時間的な制約を考えると、この決定は現実的には無理な場合が多くなるであろう。

この点を解決する法的措置として考えられるのは、①相続税の納付スケジュールに合わせて会社の決算期を変更する、②「譲渡制限会社の売渡請求による自己株式の取得」（商204ノ3ノ2）を用いて、譲渡制限株式について相続人が第三者への譲渡承認を会社へ提出し、会社がそれを拒否し、自社への売渡請求を形式的に行い、臨時株主総会で取得の決議を行う、③会社が一時的に納税資金を相続人に貸付け（相続人は当然に利子の支払いが必要になる）、相続税申告期限後3年以内に金庫株取得の決議を行う、などである。

いずれにせよ、今回の税制改正により、事前の準備とその対策の重要性が増加した。

例えば、相続発生前に、相続税額と金庫株売却のシミュレーションが十分にできているのならば、相続発生後スムーズに金庫株による納税資金の確保ができるよう計画することも可能である。

(3) 物納対策

相続発生後10ヶ月以内に納税資金の確保が不可能な場合、延納か物納を検討する必要がある。

この場合、安易に延納を選択すると不利な選択になる可能性があり、延納が税理士の指導によってなされたものであるならば、税理士損害賠償責任が認められることも予想されるため、慎重な判断が必要である。

すなわち、①後述するように、物納による税負担がトータルで最も低く納税者にとって有利であること、②物納の適格要件が事前に明示されており、金庫株によって納税資金を賄う必要がある優良法人の株式は物納適格に該当する可能性が大きいこと、③事業承継者が非上場株式を100%承継する場合を除き、金庫株として売却した株式の議決権が消滅するため、相対的に事業承継者の支配比率が減少し、会社の運営に支障をきたす可能性があることから、支配権を維持しつつ相続人の税負担が最小になるように指導すべき税理士にとって、延納や物納の有利不利の慎重な事前の検討は必須だと考えられる。

ここで、取引相場のない株式(=非上場株式)の物納要件について確認したい。

まず、①相続により取得した財産のほとんどがその非上場株式であるなど、その株式以外に物納に充てるべき財産がないと認められること、かつ、②その非上場株式が管理・処分不適當な有価証券に該当しないことが必要である(相法41, 42, 相基通41-14)。

「管理・処分不適當な有価証券」とは、具体的には、①質権等の担保権の目的となっている有価証券または所有権の帰属について係争中の有価証券(物納許可までの間にその事由が解消(解除)されるときを除く。)、②譲渡に関して定款に制限がある株式(物納許可までの間に譲渡について取締役会の承認等が得られるものや株主総会の決議による定款の変更等が行われるものを除く。)、③売却できる見込みのない有価

証券、とされる(相基通42-2(2))。

ただし、③の売却できる見込みのない株式については、次のいずれかの場合はこれに当たらないとされている(相基通42-2(2)(注)、「物納等有価証券の取扱要領について3(2)」平成13年3月30日付財理第1299号)。

① 株式発行会社について、(i)直近2期における総資本経常利益率、売上高経常利益率および総資本回転率のいずれか2つの指標が「法人企業統計調査」(指定統計第110号)における同業種の直近2ヶ年度の平均比率を超えていること、(ii)発行会社の直近2期における当期利益(税引後)がマイナスとなっていないこと、(iii)発行会社の直近2期において配当可能利益(当期未処分利益及びその他資本剰余金)があること、のいずれの要件も満たし、売り払いが確実に見込まれるなど、経営内容等から収納を適当と認める場合

② 物納許可後に当該株式を買い受ける希望を有する者がいることを確認できる場合
すなわち優良法人であるか、買受希望者がいる場合には、原則として、物納が許可される取扱いになっている。

また、買受希望者とは、具体的には、随意契約適格者のことをいい、①発行法人または発行法人株式を10%以上保有している主要株主や役員・従業員、②物納をした者、③継続的取引関係にある者であるとされる(「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」通達別紙1, 第2の4の(1)から(3), 平成13年10月29日付財理第3660号)。

したがって、①により、発行法人でも随意契約適格者になることができる。

このように、物納要件が事前に明確になっている以上、安易に延納を選択して、物納が今後一切不可能であるような手続を選択することは許されないと考えるべきであろう。

一般に、相続開始後10ヶ月では未確定な事項が多い。

すなわち、非上場株式の物納が有利だとしても、現実的にそれが収納されるかどうかは定かではなく、また、高額な死亡退職金等の支払いにより、譲渡時の時価が低額になることも考えられる。

このようなケースでは、「とりあえず物納」を選択する手法が安全だと考えられる。

すなわち、物納の選択ができるケースで、物納申請をとりあえずしておけば、申請撤回による株式売却や延納への切り替えが可能である。逆に、延納から物納への切り替えは、現在認められておらず、「とりあえず物納」は非常に柔軟で有効な手段といえる。

物納が許可されれば、法定納期限から収納までの間の延滞税はかからない。

逆に、物納が却下されても、相続税の延滞税率は通常の年14.6%ではなく、半額の年7.3%を基礎として計算される。また、延納へ切り替えた場合でも、当初から延納を選択したと仮定した場合と同じ利子税負担だけで抑えられる。

したがって、客観的に物納が不可能であると事前に判断される場合を除き、物納申請の手続きを行い、後日、様々な手続の結果、物納が不許可となる場合には、速やかに延納に切り替えて、金庫株による納税資金の確保等の手続をとることが実務上安全な手法になる。

8 納税資金対策スキームの優劣

以上、納税資金が不足する場合の納税資金対策スキームについて、平成16年度の税制改正を中心に検討してきた。

ここで、納税資金対策として金庫株を用いるスキームのうち、最も税負担が少なくなるのはどのスキームかについて検討する(注2)。

検討すべきは、①相続発生前・後の時期別の有利不利と、②金庫株として売却する主体別の

有利不利である。つまり、いつ誰が金庫株で売却するのかの検討が必要である。

まず、生前に金庫株を用いて納税資金を準備するスキームでは、高額なみなし配当課税が発生し、かつ、相続税の取得費加算特例が利用できないため、大きな税負担が生ずる。

ところで、納税資金の調達の関係上、持株会社等の関連会社がいったん発行法人の株式を取得する場合がある。

すなわち、生前に持株会社等が、被相続人であるオーナーから非上場株式を取得し、死後において、発行法人に金庫株で売却する場合があり、このケースについて考えると、オーナーには株式譲渡益について20%の分離課税が生ずる。その後、持株会社等が金庫株として発行法人に売却したときには、売却主体が法人株主であることから、一定の要件を満たした場合、みなし配当課税については受取配当金の益金不算入規定が適用され納税が発生せず、他方、交付金銭等からみなし配当の金額を除いた金額が譲渡収入になり、かつ、高額な取得価額の原価算入が認められるため、譲渡損が計上できることになる。

また、相続発生後において、相続人が発行法人に相続株式を譲渡し、金庫株により資金化を図る場合には、平成16年度改正により、相続人に対し取得費加算と20%分離課税が適用される。

さらに、相続発生後において、資金繰りの関係等から、持株会社等の関連会社がいったん相続人から非上場株式を取得し、その後、時期を見て発行法人に金庫株として売却するケースでは、相続人に取得費加算と20%分離課税が適用される(相続人である個人株主については、直接発行法人に金庫株として売却するケースと同じ課税関係である。)が、持株会社等が金庫株として売却する場合には、みなし配当について受取配当金の益金不算入と譲渡損の計上が認められる。

つぎに、物納スキームの課税関係を考えると、物納の収納が認められた場合、買受予定者を発行法人とすると、相続税以外の課税関係は一切発生しない。

すなわち、国への譲渡（＝物納）は非課税であり、国からの発行法人への譲渡について特段課税関係が生じない。

最後に資金繰りの都合により持株会社等の関連会社が物納後の買受予定者になることがあるが、その場合の課税関係は次のとおりである。

すなわち、物納する相続人には相続税以外の税金が一切発生しない。他方、国から買い受けた持株会社等は、その取得価額が簿価となり、時期を見てその非上場株式を金庫株として発行法人に売却した場合、法人株主であることから、みなし配当課税については益金不算入、株式の取得価額については譲渡損が計上される。

以上の各スキームの課税関係をまとめると図

表3のようになる。

以上のように、納税資金を捻出するスキームには、①相続人から直接金庫株、②相続人から持株会社へ譲渡した後金庫株、③相続人から国へ物納した後金庫株、④相続人から国へ物納して持株会社が買い受けた後金庫株、といったものがあり、どのスキームが有利か個別にシミュレーションして事前に準備を整えておくことが大切である。

(注1) 中小企業庁「平成16年度中小企業関係税制改正の概要」1頁

(注2) これらスキームについては、後宏治「金庫株を使った事業承継対策」税務弘報 vol50/no.11 (2002年) 55頁～56頁、同「金庫株の活用と最新税務・会計」税務弘報 vol50/no.4 (2002年) 133頁～135頁参照。

図表3 金庫株による納税資金捻出スキームの課税一覧表

	相続発生前	相続発生後
個人株主から直接発行会社が金庫株取得	個人：みなし配当課税 + 譲渡損益20%分離課税	個人：取得費加算 + 譲渡損益20%分離課税
個人株主が持株会社へ譲渡した後、発行会社が金庫株取得（法人株主が譲渡）	個人：譲渡損益20%分離課税 持株会社：みなし配当課税（受取配当金益金不算入）+ 譲渡損の損金算入	個人：取得費加算 + 譲渡損益20%分離課税 持株会社：みなし配当課税（受取配当金益金不算入）+ 譲渡損の損金算入
個人株主が物納した後、発行会社が国から金庫株取得		個人：課税関係なし
個人株主が物納した後、持株会社が買受けて、発行会社が金庫株取得		個人：課税関係なし 持株会社：みなし配当課税（受取配当金益金不算入）+ 譲渡損の損金算入

(注) みなし配当課税がある場合の個人の譲渡損益は、「発行価額＝資本等の金額＝帳簿価額」という通常のケースでは生じない。